

のために専ら用いる他の病床が同一病院内に確保されているもの」を削り、同条第4項を削る。

附則第2項を次のように改める。

2 省令第48条に規定する申請又は命令若しくは要請に係る病床の種別に応じ省令第30条の30に規定する区域における既存の病床の数及び当該申請に係る病床数を算定するに当たっては、療養病床を有する病院又は診療所の開設者が、平成30年4月1日以後に省令第48条に規定する転換を行った場合における当該転換に係る入所定員数については、平成36年3月31日までの間、療養病床に係る既存の病床の数として算定する。

附則第3項を削り、附則第4項を附則第3項とし、附則第5項を附則第4項とし、同項の次に次の1項を加える。

5 前項の規定の適用を受ける病院の開設者が、省令第51条に規定する転換を行おうとして、平成30年6月30日までの間に、再びその旨を知事に届け出た場合には、同項中「平成30年3月31日」とあるのは、「平成36年3月31日」とする。

附則第12項を附則第15項とし、附則第11項中「前項」を「附則第12項」に改め、同項を附則第14項とし、同項の前に次の1項を加える。

13 前項の規定の適用を受ける診療所の開設者が、平成30年6月30日までの間に、再び特定介護療養型医療施設であること又は省令附則第54条に規定する特定診療所であることを知事に届け出た場合には、同項中「平成30年3月31日」とあるのは、「平成36年3月31日」とする。

附則第10項を附則第12項とし、同項の前に次の1項を加える。

11 前項の規定の適用を受ける診療所の開設者が、平成30年6月30日までの間に、再び特定介護療養型医療施設であること又は省令附則第54条に規定する特定診療所であることを知事に届け出た場合には、同項中「平成30年3月31日」とあるのは、「平成36年3月31日」とする。

附則第9項を附則第10項とし、附則第8項中「附則第12項」を「附則第15項」に改め、同項を附則第9項とし、附則第7項中「附則第4項」を「附則第3項」に改め、同項を附則第8項とし、附則第6項の次に次の1項を加える。

7 前項の規定の適用を受ける病院の開設者が、平成30年6月30日までの間に、再び特定介護療養型医療施設（省令第53条に規定する特定介護療養型医療施設をいう。附則第11項及び第13項において同じ。）であること又は同条に規定する特定病院であることを知事に届け出た場合には、前項中「平成30年3月31日」とあるのは、「平成36年3月31日」とする。

## 附 則

### （施行期日）

1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。

#### （既存病床数の算定）

2 平成36年3月31日までの間、介護保険法に基づく指定居宅サービス等の事業の従業者、設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例（平成30年長野県条例第15号）附則第4項の規則で定めるところにより算定する数は、介護保険法施行規則等の一部を改正する等の省令（平成30年厚生労働省令第30号）第42条に規定する転換を行った介護老人保健施設又は介護医療院の入所定員に1を乗じて得た数とする。

医療推進課

介護医療院の施設の基準に関する条例施行規則をここに公布します。

平成30年3月29日

長野県知事 阿部 守一

### 長野県規則第18号

#### 介護医療院の施設の基準に関する条例施行規則

##### （趣旨）

第1条 この規則は、介護医療院の施設の基準に関する条例（平成30年長野県条例第16号。以下「条例」という。）の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

##### （施設）

第2条 条例第4条第2項の規定により定める施設の基準は、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に定める基準とする。

##### （1）療養室 次に定める基準

ア 一の療養室の定員は、4人以下とすること。

イ 入所者1人当たりの床面積は、8平方メートル以上とすること。

ウ 地階に設けてはならないこと。

エ 1以上の出入口は、避難上有効な空地、廊下又は広間に直接面して設けること。

オ 入所者のプライバシーの確保に配慮した療養床を備えること。

カ 入所者の身の回り品を保管することができる設備を備えること。

キ ナース・コールを設けること。

##### （2）診察室 次に定める基準

ア 診察室は、次に掲げる施設を有すること。

##### （7）医師が診察を行う施設

イ 咳痰、血液、尿、糞便等について通常行われる臨床検査を行うことができる施設（以下この号及び次条第1項第2号のアの(1)において「臨床検査施設」という。）

##### （1）調剤を行う施設

イ アの(1)の規定にかかわらず、臨床検査施設は、人体から排出され、又は採取された検体の微生物学的検査、血清学的検査、血液学的検査、病理学的検査、寄生虫学的検査及び生化学的検査（以下この号及び次条第1項第2号のイにおいて「検体検査」という。）の業務を委託する場合にあっては、当該検体検査に係る設備を設けないことができる。

##### （3）処置室 次に定める基準

ア 処置室は、次に掲げる施設を有すること。

（7）入所者に対する処置が適切に行われる広さを有する施設

イ 診察の用に供するエックス線装置（定格出力の管電圧（波高値とする。）が10キロボルト以上であり、かつ、その有するエネルギーが1メガ電子ボルト未満のものに限る。次条第1項第3号のアの(1)において「エックス線装置」という。）

イ アの(7)に規定する施設にあっては、前号のアの(7)に規定する施設と兼用することができる。

（4）機能訓練室 内法による測定で40平方メートル以上の面積を有し、必要な器械及び器具を備えること。ただし、併設型小規模介護医療院（医療機関併設型介護医療院（病院又は診療所に併設され、入所者の療養生活の支援を目的とする介護医療院をいう。次条第3項において同じ。）のうち、入所定員が19人以

- 下のものをいう。)にあっては、機能訓練を行うために十分な広さを有し、必要な器械及び器具を備えること。
- (5) 談話室 入所者同士又は入所者とその家族が談話を楽しめる広さを有すること。
- (6) 食堂 内法による測定で、入所者1人当たり1平方メートル以上の面積を有すること。
- (7) 浴室 次に定める基準
- ア 身体の不自由な者が入浴するのに適したものとすること。
  - イ 一般浴槽のほか、入浴に介助を必要とする者の入浴に適した特別浴槽を設けること。
- (8) レクリエーション・ルーム レクリエーションを行うために十分な広さを有し、必要な設備を備えること。
- (9) 洗面所 身体の不自由な者が利用するのに適したものとすること。
- (10) 便所 身体の不自由な者が利用するのに適したものとすること。
- (ユニット型介護医療院の施設)
- 第3条 条例第6条第2項の規定により定める施設の基準は、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に定める基準とする。
- (1) 療養室 次に定める基準
- ア 一の療養室の定員は、1人とすること。ただし、入居者への介護医療院サービスの提供上必要と認められる場合は、2人とすることができます。
  - イ いずれかのユニット(条例第2条第1項に規定するユニットをいう。以下この条において同じ。)に属するものとし、当該ユニットの共同生活室(条例第2条第1項に規定する共同生活室をいう。以下この条において同じ。)に近接して一体的に設けること。
  - ウ 一の療養室の床面積は、10.65平方メートル以上とすること。ただし、アただし書の場合にあっては、21.3平方メートル以上とすること。
  - エ 地階に設けてはならないこと。
  - オ 1以上の出入口は、避難上有効な空地、廊下又は広間に直接面して設けること。
  - カ 入居者のプライバシーの確保に配慮した療養床を設けること。
  - キ 入居者の身の回り品を保管することができる設備を備えること。
  - ク ナース・コールを設けること。
- (2) 診察室 次に定める基準
- ア 診察室は、次に掲げる施設を有すること。
  - (7) 医師が診察を行う施設
  - (イ) 臨床検査施設
  - (ウ) 調剤を行う施設
- イ アの(イ)の規定にかかわらず、検体検査の業務を委託する場合にあっては、当該検体検査に係る設備を設けないことができる。
- (3) 処置室 次に定める基準
- ア 処置室は、次に掲げる施設を有すること。
  - (7) 入居者に対する処置が適切に行われる広さを有する施設
  - (イ) 診察の用に供するエックス線装置
- イ アの(7)に規定する施設にあっては、前号のアの(7)に規定する施設と兼用することができる。

- (4) 機能訓練室 内法による測定で40平方メートル以上の面積を有し、必要な器械及び器具を備えること。
- (5) ユニット 次に定める基準
- ア 一のユニットの入居定員は、おおむね10人以下とすること。
  - イ 次の(7)から(9)までに掲げる施設の区分に応じ、それぞれ(7)から(9)までに定める基準
- (7) 共同生活室 次に定める基準
- a いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの入居者が交流し、共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有すること。
  - b 一の共同生活室の床面積は、2平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの入居定員を乗じて得た面積以上を標準とすること。
  - c 必要な設備及び備品を備えること。
- (1) 洗面設備 次に定める基準
- a 療養室ごとに設けるか、又は共同生活室ごとに適当数設けること。
  - b 身体の不自由な者が使用するのに適したものとすること。
- (9) 便所 療養室ごとに設けるか、又は共同生活室ごとに適当数設けること。
- (6) 浴室 次に定める基準
- ア 身体の不自由な者が入浴するのに適したものとすること。
  - イ 一般浴槽のほか、入浴に介助を必要とする者の入浴に適した特別浴槽を設けること。
- 2 ユニットに属しない療養室を改修した場合であって入居者同士の視線の遮断が確保されているときは、当該療養室を隔てる壁は、天井との間に一定の隙間が生じていても差し支えないものとする。
- 3 ユニット型医療機関併設型小規模介護医療院(ユニットごとに入居者の日常生活が営まれ、これに対する支援が行われる医療機関併設型介護医療院のうち、入居定員が19人以下のものをいう。)の機能訓練室の基準は、第1項第4号の規定にかかわらず、機能訓練を行うために十分な広さを有し、必要な器械及び器具を備えることとする。
- 附 則**
- (施行期日)
- 1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。
- (経過措置)
- 2 医療法(昭和23年法律第205号)第7条第2項第4号に規定する療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を平成36年3月31日までの間に転換(当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床の病床数を減少させるとともに、当該病院等の施設を介護医療院、軽費老人ホーム(老人福祉法(昭和38年法律第133号)第20条の6に規定する軽費老人ホームをいう。)その他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。以下この項及び次項において同じ。)を行って介護医療院(ユニット型介護医療院を除く。)を開設する場合における当該転換に係る療養室については、第2条第1号のイの規定にかかわらず、新築、増築又は全面的な改築の工事が終了するまでの間は、入所者1人当たりの床面積は、6.4平方メートル以上とする。
- 3 平成18年7月1日から平成30年3月31日までの間に、療養病床

等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床の転換を行って介護老人保健施設（この項及び次項において「介護療養型老人保健施設」という。）を開設した場合であって、平成36年3月31日までの間に当該介護療養型老人保健施設の全部又は一部を廃止するとともに、介護医療院を開設した場合において、当該介護医療院の建物（基本的な設備が完成しているものを含み、この規則の施行の後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。）についての第2条及び第3条の適用については、第2条第2号のアの(イ)中「という。」とあるのは「という。」。ただし、近隣の場所にある医療機関との連携により入所者に対する介護医療院サービスの提供に支障がない場合にあっては、「置かないことができる。」と、同アの(ウ)中「調剤を行う施設」とあるのは「調剤を行う施設。ただし、近隣の場所にある薬局と連携することにより入所者に対する介護医療院サービスの提供に支障がない場合にあっては、「置かないことができる。」と、同条第3号のアの(イ)中「という。」とあるのは「という。」。ただし、近隣の場所にある医療機関との連携により入所者に対する介護医療院サービスの提供に支障がない場合にあっては、「置かないことができる。」と、同アの(ウ)中「臨床検査施設」とあるのは「臨床検査施設。ただし、近隣の場所にある医療機関との連携により入居者に対する介護医療院サービスの提供に支障がない場合にあっては、「置かないことができる。」と、同アの(ウ)中「調剤を行う施設」とあるのは「調剤を行う施設。ただし、近隣の場所にある薬局と連携することにより入居者に対する介護医療院サービスの提供に支障がない場合にあっては、「置かないことができる。」と、同アの(ウ)中「エックス線装置」とあるのは「エックス線装置。ただし、近隣の場所にある医療機関との連携により入居者に対する介護医療院サービスの提供に支障がない場合にあっては、「置かないことができる。」と、同項第3号のアの(イ)中「エックス線装置」とあるのは「エックス線装置。ただし、近隣の場所にある医療機関との連携により入居者に対する介護医療院サービスの提供に支障がない場合にあっては、「置かないことができる。」とする。

4 介護療養型老人保健施設を開設した場合であって、平成36年3月31日までの間に当該介護療養型老人保健施設の全部又は一部を廃止するとともに、介護医療院（ユニット型介護医療院を除く。）を開設した場合における当該介護医療院に係る療養室については、第2条第1号のイの規定にかかわらず、新築、増築又は全面的な改築の工事が終了するまでの間は、入所者1人当たりの床面積は、6.4平方メートル以上とする。

#### 介護支援課

旧介護保険法に基づく指定介護療養型医療施設の従業者、設備及び運営の基準に関する条例施行規則をここに公布します。

平成30年3月29日

長野県知事 阿部 守一

長野県規則第19号

旧介護保険法に基づく指定介護療養型医療施設の従業者、設備及び運営の基準に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、旧介護保険法に基づく指定介護療養型医療施設の従業者、設備及び運営の基準に関する条例（平成24年長野県条例第54号。以下「条例」という。）の規定に基づき、条例の施

行に関し必要な事項を定めるものとする。

（看護職員及び介護職員）

第2条 条例第2条第4項の規定により定める看護職員（看護師又は准看護師をいう。以下この条及び次条において同じ。）及び介護職員の員数の基準は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める基準とする。

(1) 療養病床（医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第4号に規定する療養病床をいう。以下この項及び第4条において同じ。）に係る病室によって構成される病棟（療養病床が病棟の一部である場合は、当該一部。以下この項において「療養病床に係る病棟」という。）に置くべき看護職員 常勤換算方法で、療養病床に係る病棟における入院患者の数が8又はその端数を増すごとに1以上

(2) 療養病床に係る病棟に置くべき介護職員 常勤換算方法で、療養病床に係る病棟における入院患者の数が4又はその端数を増すごとに1以上

2 前項の常勤換算方法とは、同項第1号に掲げる看護職員及び同項第2号に掲げる介護職員（以下この項において「看護職員等」という。）のそれぞれの勤務延時間数の総数を当該指定介護療養型医療施設において常勤の看護職員等が勤務すべき時間数で除することにより常勤の看護職員等の員数に換算する方法をいう。

（従業者）

第3条 条例第2条第5項の規定により定める従業者の員数の基準は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定める基準とする。

(1) 医師、薬剤師及び栄養士 それぞれ医療法上必要とされる数以上

(2) 老人性認知症疾患療養病棟に置くべき看護職員 常勤換算方法で、老人性認知症疾患療養病棟における入院患者の数が5又はその端数を増すごとに1以上

(3) 老人性認知症疾患療養病棟に置くべき介護職員 常勤換算方法で、老人性認知症疾患療養病棟における入院患者の数が6又はその端数を増すごとに1以上

(4) 老人性認知症疾患療養病棟に置くべき作業療法士 1以上

(5) 老人性認知症疾患療養病棟に置くべき精神保健福祉士又はこれに準ずる者 1以上

(6) 介護支援専門員 1以上（老人性認知症疾患療養病棟（専ら要介護者を入院させる部分に限る。）に係る病室における入院患者の数が100又はその端数を増すごとに1を標準とする。）

2 前項の常勤換算方法とは、当該従業者のそれぞれの勤務延時間数の総数を当該指定介護療養型医療施設において常勤の従業者が勤務すべき時間数で除することにより常勤の従業者の員数に換算する方法をいう。

（廊下の幅）

第4条 条例第2条第6項の規定により定める廊下の幅の基準は、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に定める基準とする。

(1) 療養病床を有する病院である指定介護療養型医療施設 次のア及びイに掲げる施設の区分に応じ、それぞれア及びイに定める基準

ア 指定介護療養型医療施設（イに掲げるものを除く。）患者が使用する廊下が療養病床に係る病室に隣接する場合は、内法による測定で、1.2メートル以上とすること。ただし、